

## 奈良市と奈良大学との包括連携協力に関する協定書

奈良市（以下「市」という。）と奈良大学（以下「大学」という。）は、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、多様な分野において連携し、協力するため次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市及び大学が包括的な連携のもと、教育、文化、産業、まちづくり等の多様な分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 市及び大学は、次の事項について連携協力する。

- (1)教育、文化、スポーツ、産業及び地域福祉の振興・発展に関すること。
- (2)人材育成に関すること。
- (3)まちづくりに関すること。
- (4)文化財の保護・活用及び調査・研究に関すること。
- (5)その他両者が協議して必要と認めること。

### （有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、双方のいずれからも異議の申出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様に取り扱うものとする。

### （経費）

第4条 市及び大学が、連携協力して行う事業に要する経費については、個別の事業ごとに協議するものとする。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、双方協議の上、決定するものとする。

この協定の証として本書を2通作成し、双方署名捺印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

なお、この協定締結により、平成16年6月11日及び平成26年3月10日締結の連携協力に関する協定書は失効するものとする。